**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月六日

沖縄県浦添市宮城二丁目三番八号

合同会社スマイリー

清算人　増尾　惠國

**解散公告（第一回）**

当公社は、平成二十八年十二月三十一日総務大臣並びに国土交通大臣の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月六日

仙台市青葉区国分町三丁目七番一号

仙台市土地開発公社

代表清算人　稲葉　信義

**解散公告（第一回）**

当組合は、平成二十八年十二月二十二日神奈川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月六日

神奈川県海老名市上郷字牛ヶ淵一〇七一番地一　海老名駅西口土地区画整理組合

代表清算人　雨宮　光孝

**解散公告（第一回）**

当組合は、平成二十八年十二月十五日長岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月六日

新潟県長岡市新町一丁目一番二号

東栄土地区画整理組合

代表清算人　石原　正男

**解散公告（第二回）**

当宗教法人は、宗教法人法第四十三条第一項の規定により解散したので、当宗教法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月六日

鹿児島県枕崎市白沢東町一九二番地

宗教法人西願寺

清算人　細川　道雄

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十八年十二月五日に山梨県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月六日

山梨県韮崎市水神一丁目三番一号

円野土地改良区

代表清算人　細田　和徳

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道札幌市中央区南一三条西一三丁目九三九番地、最後の住所札幌市中央区南一四条西一三丁目一番二九号

被相続人　亡　小柳マサ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月六日

事務所札幌市中央区大通西五丁目大五ビル五階　河谷・八代法律事務所

相続財産管理人　弁護士　八代眞由美

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県所沢市緑町二丁目一六番地、最後の住所宮城県仙台市太白区砂押南町四番三一―五〇六号　被相続人　亡　千葉　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月六日

宮城県仙台市青葉区一番町三―七―一電力ビル八階東二番丁通法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小野　浩一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍秋田県由利本荘市藤崎字藤代二三番地、最後の住所神奈川県厚木市三田南二丁目一〇番三三号コーポ川昭一〇二

被相続人　亡　本間　賢一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月六日

秋田県由利本荘市本荘九三番地二階

相続財産管理人　弁護士　塚本　祐文

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍栃木県佐野市若宮上町三番地八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　君塚　雄二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月六日

栃木県足利市助戸三―四―一三　奥澤利夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長壁　孝広

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍群馬県太田市新田花香塚町四〇〇番地、最後の住所群馬県太田市新田花香塚町四〇〇番地一　被相続人　亡　尾池　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月六日

群馬県太田市新井町五一七番地六　オオタ・コア・ビル六階

相続財産管理人　弁護士　平井　優一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県鴻巣市上生出塚七七四番地六、最後の住所埼玉県川口市大字木曽呂七六九番地の一メゾンパークス木曽呂B一〇二

被相続人　亡　増田　春樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月六日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一二番一号東和ビル四階　埼玉総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　南木　ゆう

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県茅ヶ崎市甘沼二一八番地、最後の住所神奈川県高座郡寒川町小谷二丁目八番一八号　被相続人　亡　柿澤　浩司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月六日

横浜市中区山下町二五二グランベル横浜ビル一〇階

相続財産管理人　弁護士　野呂　芳子

## 第68期決算公告

平成28年12月21日　兵庫県たつの市龍野町日飼190番地

**極東産機株式会社**

代表取締役　頃安　雅樹

**貸借対照表の要旨**　（平成28年9月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 5,160,470 | 流動負債 | 4,345,482 |
| 固定資産 | 2,454,028 | 固定負債 | 1,588,762 |
| | | 株主資本 | 1,652,520 |
| | | 資本金 | 415,750 |
| | | 資本剰余金 | 265,700 |
| | | 資本準備金 | 265,700 |
| | | 利益剰余金 | 971,070 |
| | | 利益準備金 | 77,687 |
| | | その他利益剰余金 | 893,382 |
| | | （うち当期純利益） | （179,620） |
| | | 評価・換算差額等 | 27,734 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 27,734 |
| 資産合計 | 7,614,499 | 負債・純資産合計 | 7,614,499 |